

ID: 167

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	団体登録の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	エコプラザ西東京条例 第8条第2項		
例 規 番 号	平成19年条例第67号		
【根拠条文】 (団体登録) 第8条 前条第1号に掲げる団体で、規則で定める要件を満たすものは、団体登録を行うことができる。 2 前項の団体登録を行おうとする団体は、規則で定めるところにより、市長に団体登録の申請を行い、その承認を受けなければならない。 3 前項の承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)に関し必要な事項は、規則で定める。 【基準】 根拠条文及びエコプラザ西東京条例施行規則第2条の規定による。 (団体登録の要件) 第2条 条例第8条第1項の規則で定める団体登録(以下「団体登録」という。)の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 会員数が5人以上であること(会員の対象は、小学生以上の者とする。) (2) 環境の保全及び循環型社会の形成につながる活動を主に市内で行っていること。 (3) 代表者又は責任者が明確で、かつ、市内に在住し、在勤し、又は在学する者(未成年者を除く。)であること。 (4) 団体が行う活動が営利を主たる目的とするものでないこと。 (5) その他市長が特に必要と認める事項			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日